

みつけ 市議会だより

2022

No.112

令和4年5月6日発行



貝喰川沿い緑道の桜並木（柳橋町）

3月定例会

- 3月定例会の概要 2～5
- 一般質問（12人） 6～11
- 街かどで一言、議会日誌等 12

発行：見附市議会

編集：議会だより編集委員会

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2-1-1

TEL：(0258) 62-1700（代表）

FAX：(0258) 63-1006

E-Mail：gikai@city.mitsuke.niigata.jp

令和4年 第1回（3月）定例会

令和4年第1回（3月）定例会は、令和4年3月3日から18日までの16日間の会期で開催され、初日の3日には市長の新年度施政方針、新年度当初予算を上程し、予算特別委員会に付託しました。

4日は当初予算以外の議案について上程し、2件の専決処分について承認、その他17件の議案を各委員会へ付託しました。

8日、9日は12人の議員が市政に対する一般質問を行いました。

10日は総務文教委員会、11日は産業厚生委員会を開催し、付託された議案について、審査を行いました。

14日から16日まで予算特別委員会を開催し、令和4年度の8件の当初予算について審議を行いました。

最終日の18日は、各委員長による委員会審査報告の後、付託議案等の採決が行われ、「見附市議会基本条例の制定について」などあわせて28件が全会一致で可決されました。

審議結果は次のとおりです。

審議結果一覧

採決結果 (◎:全会一致で可決されたもの ○:賛成多数で可決されたもの ×:否決されたもの)
付託委員会 (総務:総務文教委員会 産業:産業厚生委員会 予算:予算特別委員会)

	議案名	議案内容	本会議採決結果	付託委員会
市長提出議案 (27件)	議第1号	令和4年度見附市一般会計予算 歳入歳出の総額を172億9,000万円とするもの ※前年度比3億2,000万円増	◎	予算
	議第2号	令和4年度見附市国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出の総額を34億3,600万円とするもの ※前年度比8,200万円減	◎	予算
	議第3号	令和4年度見附市後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出の総額を4億5,900万円とするもの ※前年度比1,900万円増	◎	予算
	議第4号	令和4年度見附市介護保険事業特別会計予算 歳入歳出の総額を44億1,500万円とするもの ※前年度比7,900万円減	◎	予算
	議第5号	令和4年度見附市宅地造成事業特別会計予算 歳入歳出の総額を8,300万円とするもの ※前年度比増減なし	◎	予算
	議第6号	令和4年度見附市水道事業会計予算 収益的収入を13億9,200万円、収益的支出を13億5,400万円とし、資本的収入を3億4,000万円、資本的支出を6億6,700万円とするもの	◎	予算
	議第7号	令和4年度見附市下水道事業会計予算 収益的収入を19億9,800万円、収益的支出を19億9,100万円とし、資本的収入を11億4,900万円、資本的支出を16億9,000万円とするもの	◎	予算
	議第8号	令和4年度見附市病院事業会計予算 収益的収入を23億9,700万円、収益的支出を24億6,700万円、資本的収入を9,600万円、資本的支出を1億6,200万円とするもの	◎	予算
	議第9号	専決処分について（令和3年度見附市一般会計補正予算（第12号）） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ197億2,400万円とするもの（除雪費）	◎認定	
	議第10号	専決処分について（令和3年度見附市一般会計補正予算（第13号）） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,800万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ199億2,200万円とするもの（新型コロナウイルス関連事業費）	◎認定	
	議第11号	見附市債権管理条例の制定について 各債権の管理について、統一的な管理の基準その他必要な事項を定め、債権管理の適正化及び効率化を図るため、条例を制定するもの	◎	総務

審議結果一覧

採決結果 (◎:全会一致で可決されたもの ○:賛成多数で可決されたもの ×:否決されたもの)
付託委員会 (総務:総務文教委員会 産業:産業厚生委員会 予算:予算特別委員会)

	議案名	議案内容	本会議採決結果	付託委員会	
市長提出議案 (27件)	議第12号	見附市職員の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第13号	見附市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第14号	見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第15号	見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第16号	見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第17号	見附市山の家条例を廃止する条例の制定について	◎	総務	
	議第18号	見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◎	総務	
	議第19号	令和3年度見附市一般会計補正予算(第14号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億300万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ197億1,900万円とするもの	◎	総務 産業
	議第20号	令和3年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,800万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ36億4,400万円とするもの	◎	産業
	議第21号	令和3年度見附市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,400万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億1,900万円とするもの	◎	産業
	議第22号	令和3年度見附市水道事業会計補正予算(第3号)	収益的収入を630万円増額し、支出を2億3,300万円増額とするもの	◎	産業
	議第23号	令和3年度見附市病院事業会計補正予算(第2号)	収益的収入を3,030万円増額し、支出を560万円増額とするもの	◎	産業
	議第24号	長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について	子ども及び大人並びに健常者、障害者の区分なくスポーツの振興を行うため、協定内容の一部を変更するもの	◎	総務
	議第25号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について	公共施設の相互利用に関する協定書の長岡市栃尾市民会館、長岡市栃尾文化センターを削り、長岡市栃尾地域交流拠点施設を追加するもの	◎	総務
	議第26号	見附市道路線の廃止及び認定について	廃止路線10路線、認定路線12路線とするもの	◎	産業
	議第27号	財産の無償譲渡について	旧樺沢財産区所有の市有地を認可地縁団体樺沢町町内会へ無償譲渡するもの	◎	総務
議員発議3件	発議第1号	見附市議会基本条例の制定について	◎		
	発議第2号	市長の専決処分事項の指定について	◎		
	発議第3号	ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について	◎		

《見附市議会基本条例を制定しました》

令和4年3月定例会において、議会運営委員会の提出議案として「見附市議会基本条例」が提案され、全会一致で可決しました。令和4年4月1日から施行します。

見附市議会基本条例とは

見附市議会基本条例は、見附市議会の果たすべき役割及び責任を明確にするとともに、議会及び議員の活動の充実と活性化を図るため、議会運営に必要な基本事項を定めたもので、議会に関する条例や規則の中でも最高規範となる条例です。

基本条例制定までの経緯

見附市議会では、地方分権のさらなる進展により議会が果たすべき役割がますます重要となってきていることを重く受け止め、第1次から第5次に渡り議会活性化検討委員会において慎重に検討を重ね、この条例案を取りまとめました。

見附市議会基本条例(前文)

地方自治の精神は、「地域の問題は、住民自らが考え、決定し、実行する」ことにある。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自らの判断と責任の下に、地域の実情に則した行政運営を行う必要があり、議事機関としての地方議会の果たすべき役割は重要性を増してきている。見附市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、見附市民の利益と福祉の増進に努めなければならない。

見附市議会には、同じく市民から選ばれた見附市長とともに、二元代表制の下、見附市の代表機関を構成し、それぞれの特性を生かして、緊張関係を保ちながら、市の事務事業執行の機能が十分に発揮できるように、積極的に政策提言を行うことが求められている。

さらに見附市議会には、多様な民意を的確に反映させ、市民福祉の増進と市政の発展に寄与し、議会の公正性と透明性を確保するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努める使命が課せられている。その使命を達成するため、この条例を制定するものである。

この条例は、市民からの負託を受けた議員と議会の活動規範であり、見附市議会の最高規範である。

なお、全文については、見附市議会ホームページをご覧ください。

《市長の専決処分事項の指定について》

見附市債権管理条例の制定の議決を受け、市長の専決処分を認める事項の範囲について、新たに第2項及び第3項を追加するものです。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。
- 2 訴訟物の価額が100万円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 3 市営住宅の使用料の滞納があった場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附 則

- 1 この議決は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 市長の専決処分事項の指定について（昭和61年3月20日議決）は、廃止する。

《ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について》

ウクライナに対するロシアの武力侵略に対して、見附市議会において抗議の意思を表明するものです。決議文は以下のとおりです。

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアによるウクライナへの侵略は、重大な主権侵害であり、国連憲章違反である。いかなる国であろうとも、力を背景とした一方的な現状変更は、国際社会の秩序を揺るがすものであり、断じて容認できない。

ロシアは、国際社会の強い自製の求めにもかかわらず、武力による侵略を継続しており、市民への被害も拡大している。

見附市議会は、ロシアに対し一連のウクライナ侵略に厳重に抗議の意を表すとともに、政府においては国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求めるものである。

以上、決議する。



石田 敏 明
議 員



◆入札契約制度の見直しについて

質問 「入札事務手続き誤りによる落札決定の取り消し」について、各関係者の対応、再発防止など見解を伺う。

答弁 本来であれば最低入札額が予定価格以内でなければ落札とならないところを、予定価格の確認不足により最低入札額が予定価格を上回っている状態で落札としたため、取消しを行った。関係者に対する対応は、入札の当日に間違いを発見。直ちに全ての参加者に対し取消し理由を説明した上で謝罪し、後日改めて入札を実施した。

また、再発防止は、入札時の確認すべき事項に関するチェックリストを作成、確実に入札執行ができるよう体制を強化した。

質問 現在は、行政のICT化推進と言われる。なぜ、当市では電子入札を実施していないのか。また、物品について電子入札は可能ではないのか。

答弁 電子入札は、導入にかかる費用が高額、また当市の入札件数が年々減少傾向であり、現時点では実施していない。物品は、当初システムでは対応できない。なお、県内の市の半数以上が電子入札システムを導入しているため、今後、効率化や、参加する業者の利便性を考えて検討していきたい。

◆事業の見直し等について

質問 駅前開発事業における「抜本的な見直し」の考えはあるか。

答弁 当初計画ありきではなく、必要な部分の見直しを行うため、駅交流施設のコスト削減方法や自由通路の整備手法等について再検討に着手した。

質問 JRと新駅舎の建設を確約した覚書は交わしているか。

答弁 JR駅舎の関係は、駅全体整備の方向性を示している覚書は結んではいるが、新駅舎を建設する約束はしていないのが現状である。



五十嵐 勝
議 員



◆コロナウイルス禍の中での経済活動と市民活動について

質問 県内20市中、人口比率での当市の感染者数はどの位置か？

答弁 累計で13番目、直近2カ月では20市中8番目である。

質問 3回目のワクチン接種の状況や完了予定は？また、5歳から11歳の接種への準備体制はどうか？

答弁 18歳以上の接種状況は21.9%。高齢者は3月20日、その他は5月中旬までに完了予定。5歳から11歳の接種は小児科のある開業医、集団接種においては小児科医を配置し安心して接種できる体制を構築している。

質問 市内で保育園、小中学校の集団感染が広がっているが対策を伺う。

答弁 手洗い、マスク着用、体育や音楽で距離をとる、保育士や教師の感染対策や勤務外での自覚等を徹底したい。

質問 まん延防止45日間の影響や特に飲食業や市内事業者等への家賃補助も含め今後の支援対策は充分なのか、追加支援についても伺う。

答弁 市内業者を訪問、或いは聞き取りして苦境は今までより大きな影響と聞いている。酒店等関連業者も含め、状況に応じた支援を検討したい。家賃補助も状況を見て検討したい。春のプレミアム付商品券は金額で約3億1千万円、トクトククーポン券で約1億1千万円と市内経済効果への大きなインパクトとなると期待している。

質問 民間の福祉施設で感染者が出た場合は、その施設内での隔離となるのか施設から不安の声が出ている。市の対応と見解は？

答弁 対応は県の医療本部で決めているため、いかにともし難い。

質問 コロナ影響からの克服や再生へと市内の経済・市民活動への支援について市長の考えを伺う。

答弁 市独自の経済支援も含め様々な視点から、国の交付金も活用し、支援していきたい。さらに活動されている方々の声を聴きながら活動を促す方策を検討し、進めていきたいと考えている。



純直 澤 榊
議員



◆新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応について

質問 県内でも感染急増に伴い医療機関や保健所等の業務が逼迫し、国の波の指針や対応が様々変わり、第6波の中、当市が把握できている感染状況や情報周知での感染拡大防止策、対象者への支援策等について伺う。

答弁 感染者、濃厚接触者、検査難民等を把握することが難しく、市が知り得る情報は県公表のみ。1月18日からは各自治体の人数のみで、年代、性別、経路等の情報はない。小中学生、園児の感染が非常に多く、市施設で発生した職員、児童生徒等の情報は担当課へ入り、その情報の人数や範囲との接触状況等で、施設運営や感染拡大防止等の対策を判断している。学校教育課が共有した情報は、こども課と連携、こども課はそれぞれの園と関係機関と連携を重視して取り組んでいる。県の無料PCR検査所は県内4か所、市内でも4ヶ所の薬局で検査を受けられる。県支援と並列で利用可能な市の自宅療養者への食糧支援は、昨年4月末

から始め、全体から40%以上の申し込みがあった。濃厚接触者は支援対象ではないが、国の交付金や財源等が見込めるなら検討し、市として新たな支援策の実施は難しいが、自宅療養者の声や他自治体の事例も参考に支援を考えていきたい。

◆今後の市内保育について

質問 閉園や縮小が予定される園、対象となる園以外でも、今後考えられる保育課題や支援について伺う。

答弁 現在、市内8小学校区全てに保育園等が1園以上の設置を維持。しかしながら、将来的に存続が難しい状況も予想され、第3次民営化等実施計画案で、公立保育園の定員減、地域保育園等の閉園などにより、市全体の保育提供量を調整し、入園者見込み数と保育提供量の調整を図る。閉園予定の園は何らかの負担が生じる場合があると思うが、転園先でも引き続き楽しく登園でき、保護者の不安解消や職員の処遇にも対応し、私立園の動向も注視し様々な社会課題にも対応し、市全体の保育サービス向上に努めていきたい。



志津子 佐々木
議員



◆子ども・子育て支援について

質問 子育て世帯への臨時特別給付金支給で基準日以降に離婚された人に不支給であることが判明した。国は自治体の判断で地方創生臨時交付金で対応可能としたが、市はなぜ対応しなかったのか？

答弁 本給付金制度はできるだけ速やかに支給するために児童手当情報等を活用するものであり、スピード感を持って支給するものとして国の趣旨に従い養育者が異なる場合には、よく話し合っていたただくなど受給者に協力をお願いした。離婚世帯からの問い合わせがない中で、地方創生臨時交付金は他の用途に有意義に活用したほうが良いと考え対応しなかった。

質問 市長の選挙公約であった第一回のふれあい懇談会が「子育て」をテーマに実施され、市外からの転入者も多くあり、この懇談会を通して子育て支援に何が重要と感じられたか？

答弁 市からの情報発信不足やミスマッチに関する事、コロナ禍での

出産や育児に関する仲間づくりの難しさ等の意見をいただいた。今後は子育てにかかわらず、プッシュ型発信の活用などを総合的に検討していきたい。

質問 ニーズが高まっている放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は市が実施主体であるが、運営母体は様々であり、指導員の加齢や指導員不足に対応するためにそこに従事する指導員の確保は自分たちで探しているとの声がある。研修等も含め指導員の確保は市が責任を持って行っていくべきではないか？

答弁 こども課の担当と放課後児童クラブと連携をうまくしつつ、クラブから要望があれば市も積極的に広報活動をして指導員募集に努めたい。市役所4階には多くの方が来られるので、そのような機会を活用して「放課後児童クラブで一緒に働きますか」という募集をかけている。それぞれの地域のお子さんなので、今後は地域コミュニティにも声がけをしていきたい。



渡辺 美 絵
議 員



◆子どもを守るための見附市の体制について

質問 長岡児童相談所を視察した。子どもの問題は社会問題の縮図である。こどもの貧困について市長の見解を伺う。

答弁 子どもの貧困は社会全体の問題。全ての子どもが一定の教育を受けられるよう、求められる支援を継続していくことが重要。子どもたちが夢や希望を抱き歩んでいけるよう、様々な関係者と連携し支えていきたい。

質問 厚生労働省の調査では、母子世帯が父側から養育費を受け取っている割合は24%。離婚後の養育費などの取決めを証明する公正証書の作成費用を補助する自治体が増えていく。この補助制度の導入を見附市も検討すべきと考えるが見附市の見解は。

答弁 養育費の請求権は子どもの権利でもあり、離婚後の生活は子育てに関する不安を軽減すると考える。県の養育費確保支援に関する理解を

深めた上で、内容等を共有し、公正証書作成費用についての補助制度の必要性を検討したい。

質問 県では、4月からヤングケアラー問題に本格的に着手する。見附市は今後どのように各課連携して対応していくか。

答弁 支援の制度が多岐にわたり、複雑化、複合化しているため問題解決が困難となっている現状。見附市も、令和4年度に重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて移行準備事業に取り組む。

◆教育委員会と首長の横断的な連携について

質問 今後学校施設は、老朽化対策と新時代に対応した教育環境向上の2つを同時に行わなければならない。課題解決のため、中学校の統合や再編についてのお考えは。

答弁 現段階で、中学校の統合や再編の計画はないが、子どもたちにとってよりよい教育環境を考えていく必要があると考えている。

◆避難行動要支援者等事業について

質問 災害の時に避難をする際に支援が必要な方の「個別避難計画」とはどのような内容か。

答弁 避難行動要支援者の個別避難計画の内容は避難を支援してもらう本人の情報（個人情報、医療情報、避難所における生活情報など）に加え、避難支援マップ（自宅から一時避難所までの経路）、避難支援者（避難の際に手を貸してくれる人）の情報が含まれる計画。平常時の個別避難計画公開範囲は本人、避難支援者、福祉関係者、消防本部、市に限られている。

質問 災害対策基本法では個別避難計画は避難行動要支援者名簿の情報公開に同意している方のみで作成となる。地方自治体でこの情報公開の幅を広げる条例を制定することができると、現状では149の自治体がこの条例を制定している。見附市は個別避難計画が必要な方全てに計画の作成をするためにどのような手法



浅野 千 紘
議 員



を考えているか。

答弁 条例で避難行動要支援者の名簿情報の公開の幅を広げることは他の自治体の状況を踏まえて研究する必要がある。また個別避難計画の作成については市内の避難行動要支援者1011名全員を対象者としている。対象者のうち現状では同意がない方にも、改めて公開範囲などを含めて本人に説明し、同意を得た方は個別避難計画を作成することとしている。

質問 個別避難計画作成の概要はどのようになるのか

答弁 今年度個別避難計画作成の対象者としている1011名のうち、令和3年度にモデルケースとして土砂災害警戒区域に属する14名作成、令和4年度は刈谷田川流域の55行政区在住の200名作成、次に令和5年度から令和7年度の3年にかけて全対象者の個別避難計画を作成する事業計画となっている。



徳 永 英 明
議 員



◆ウエルネスタウン今後の販売方針について

質問 令和4年度予算では、1区画150万円、5区画分750万円の住宅建設推進補助金を計上しているが、今までの土地代金値引き5%をなくした理由について伺う。

答弁 住宅件数も増え、また居住者のインタビュー記事を掲載することで、ウエルネスタウンに住宅を建てた時にどのような暮らしが待っているのか少し想像できるような材料も増えてきたことから、令和2年度当時よりは販売が進みやすい状況に変わりつつあるものと考え、5%の土地代金値引きは見送った。

質問 販売促進のため、毎年継続的に750万円程度の予算を計上して販売する方針が伺う。

答弁 できれば毎年継続して行い、毎年5区画ずつ販売できればと考えている。

質問 ウエルネスタウンに企業のおフィス等の建築物は認められるか伺う。

答弁 ウエルネスタウンの地区計画により定められており、企業のオフィスのみを用途とする建築物は建築できないが、店舗や事務所と兼用の住宅であれば建築は可能。なお、店舗兼用住宅については、建築基準法により業種や面積などの条件が指定されている。具体的な業種としては、事務所や喫茶店、美容院、パン屋、菓子店あるいは学習塾などといった業種が挙げられる。例えば、開業医については、2区画続けて買われて病院と駐車場にすることは、問題はない。

◆若者定住を促進するための宅地造成について

質問 見附市による若者が望む安価な宅地造成工事について伺う。

答弁 見附市の状況として民間事業者が積極的に宅地造成を行っている中で、公的機関が求めやすい価格帯の宅地造成を行うことは民間事業者の活力を奪い、民業圧迫につながるかと考えている。

◆「見附駅周辺整備事業の全体計画の再検討」の提案を受けて

質問 国交省は「後期事業について見附市から何の説明も受けていない」と言っているが認識は。令和6年度からの事業開始、具体的な作業スケジュールは。

答弁 後期事業の事業費は算出していない。国への事業計画書の提出はこれからとなる。今後、予定施設について利便性やコストの観点から計画ありきではなく、再検討をしていく。作業スケジュールは、令和5年度中に国との協議を行い、協議完了後、令和6年度に事業費の予算要求をする予定。

質問 後期事業にJ.Rの建築物の整備が入ると、国の有利な補助事業の対象とならない。事業の全体が対象外か、J.Rの建築物のみ対象外か。

答弁 後期事業の全体が補助対象外となるのではなく、J.Rの建築物のみが補助対象外となる。

◆中長期財政計画と重点施策について

質問 市長の7つの重点施策、どう取り組まれるか、中長期財政計画から見た基本的な認識を伺う。

答弁 ここ数年の間は危機的な状況にないが、将来を見据えると楽観視できる状況でない。歳入の確保として産業振興・企業誘致の推進など、地域経済の活性化を図り、税収の増加に取組む。歳出の見直しとして、大規模事業も含め各種事業や補助金の検証・見直し、行政サービスの効率化による経費の削減を進める。その一方でやるべき施策は怠らず、チャレンジ精神を持って新たな取組を積極的に進めていきたい。

質問 中長期財政計画（令和3〜令和12年）では、令和12年度で市債償還のための減債基金が0に、市債残高は大きな額で残っている。この時どのように対処されるのか。

答弁 減債基金は予定して積んでいたものを取り崩すもの。減債基金がなくなれば、一定の基金、財政調整基金を残しながら、毎年の決算を確認し運営していく。



馬 場 哲 二
議 員





星野雄哉
議員



◆広報戦略の需要・現状と今後の展望について

質問 今後の広報戦略として、SNSを活用した広報を強化することの重要性をどのように考えているか。

答弁 市もその重要性は認識している。特に若者世代は、情報の獲得についてスマートフォンへの依存度が高く、従来の発信方法に加えて、SNSやスマホアプリ等を含めた新しい発信体制の構築に向け、さらに考察を深めていく必要がある。一方で、世代を問わず、全ての方に広く周知することも重視し、ツールの特徴を見極めつつ、十分に検討していく。

質問 今後LINE公式アカウントのような新たな「プッシュ型配信」の導入はあるのか。

答弁 LINE公式アカウントを直ちに導入する具体的な予定はない。しかし、SNSをはじめ、新たな情報媒体の重要性は、今後さらに高まっていくものと予想される。市民目線でのサービス向上を第一義として、従来の広報手法の検討も並行して行いながら、運用上の安全性や実効性

などの考察を深めて、今後の広報戦略を積極的に推進していく。

◆クラウドファンディング型ふるさと納税(GCF)の活用について

質問 見附市においてもGCFの活用実績があるが、今後も積極的な活用はなされるのか。

答弁 令和4年度は、今年度と同様、防犯カメラ設置事業に対してGCFを実施する予定。今後も寄附金の使い方に共感していただき、多くの方から賛同を得ることができるような事業について活用していきたい。

質問 GCFは市民のまちづくり参画に繋がることや、課題である財政に対する今後の新たな財源として積極的に活用していくべきではないか。

答弁 中長期財政計画において、今後の財政運営における歳入確保の取組の一つとして、ふるさと納税制度の活用による寄附金の確保を推進するとしている。GCFによる寄附金は、貴重な財源になるとともに、まちづくりのPRや関係づくりにも寄与することから、積極的にGCFを募っていききたい。



関三郎
議員



◆児童の携行品に係る配慮について

質問 児童のランドセル及び学習関連用品の総重量が子供に過大の負担が掛かり成長の妨げになる懸念があるので、「教育委員会が調査されたのか」の質問に、「市内各学校に任せた」という答弁でしたが、実際各学校にどのくらいの重量で、身体に過大の負担が掛からないのか聞き取り調査は実施されたのか伺う。

また、併せて「置き勉」を教育委員会としては認めているのか、それとも各学校任せなのか伺う。

答弁 文科省より通知の出された平成30年当時の課長に確認したが、重量が実際どのくらいあるのか各学校に聞き取り調査を行ったことはないとのこと。

また、「置き勉」に関しては、児童一人ひとりの状況も異なり、各学校の学習状況、児童の実態に応じて学習用品は持ち帰るといった状況であるため、一律に全部学習用品を持ち帰れということではありません。

◆教育活動の中でのコロナ対策について

質問 市長は2月2日に市長就任後第一回目の「ふれあい懇談会」を開催され、好評だったと伺っています。全国的傾向として児童・生徒の不登校がコロナ禍の影響で増大しているとのマスコミ報道です。児童生徒がコロナ禍の閉塞状況が続く中で「子供の未来志向」が薄れ、「心のデフレ状況が加速する」とある教育学者は懸念を示しています。見附市は公共建物にWiFi設備が整い、各学校のICTも機能しています。市長から市内各校児童生徒宛に「激励メッセージ」を送れないものか伺う。

答弁 ご指摘の件、WiFi設備の活用というか、遠隔で行う方法は、懇談会等も含めて、その活用は一つのアイディアとして検討の余地があると思う。市内13校に対してできるかについては、教育委員会と相談したいと思う。



大坪 正 幸
議 員



◆稲田市長の目指す理想の教育について

質問 定住促進のためには働く場の確保だけではなく子育て環境の整備、教育水準の向上が大きな影響を及ぼす。教育における首都圏と地方の地域間格差、親の所得による経済格差は長年の大きな課題。公教育での格差解消・是正への市長の認識は？

答弁 きめ細かい指導体制の構築が大切。全ての子どもの学ぶ機会の充実を図り、一人一人に確実な支援が提供できる柔軟な体制をつくることが重要である。

質問 高校受験での進学状況は重要な指標だ。過去3か年の市内4中学校の主な高等学校への進学実績は？

答弁 進学指導全般に生徒や保護者の心情に配慮し、慎重な対応を進めており、受験生の進学先や人数等の情報公開はしていない。

質問 近年、発達障害やグレーゾーンに位置づけられ、支援が必要な児童、生徒が増加傾向にある。誰一人取り残さないために、見附市の支援体制と課題、課題解決の取組は？

答弁 乳幼児期から切れ目のない相談体制を構築し、通級指導体制の充実を目指す。令和4年度から中学生向けの通級指導教室を新たに開設し、実態に即して適切な指導を行う。

◆見附市中長期財政計画について

質問 令和4年度から収支不足が生じ、財政調整基金を取り崩し充当する。市のガス事業を北陸ガスに売却した44億円の大半が今後10年で無くなるが当局の見解は？

答弁 大型建設事業の償還のため基金を取り崩すことは当初の計画どおり。不測の事態に備え、一定の残高を維持できるよう歳入確保、歳出削減などの取組を推進する。

質問 青木町の旧浄水場の解体費用は約5億円だが計画は未定。一般会計だけでは市全体の財政状況が明らかにならない。上下水道、市立病院も含めた財政計画、財政シミュレーションを作成するべきでは？

答弁 一般会計と企業会計は会計方式が異なり、全ての会計を一つにまとめた財政計画は現時点で作成する予定はない。



木 原 大 輔
議 員



◆公共交通について

質問 コミュニティバスの新たなルートとして、元町団地運行ルートを新設すべきと考えるが見解は。

答弁 元町地区については、現在の交通空白地帯の状態を放置はできないとは思っている。道路幅員や除雪などいくつか課題があり、道路改良等の必要性も感じている。他の交通手段も含め検討する。

質問 コミュニティバスや路線バス、鉄道等、見附市の公共交通をわかりやすくまとめた専用ウェブサイトや、ガイドブックを作成してはどうか。

答弁 双方ともに、作成する方向で考えていく。

質問 市内タクシー業者の夜間運行業務は、現在市内2社のうち1社のみが行っている。その1社もコロナ感染症拡大や原油高、運転手不足等の影響で経営が厳しく、いつ夜間運行業務を廃止してもおかしくない状況にあり、市民にとって不安要素でもある。夜間運行業務についての支

援金等を検討できないか。

答弁 タクシー夜間運行業務の、重要性は認識している。内部で協議し、業者の財政運営が少しでも楽になるような支援策を検討する。

質問 見附駅周辺整備事業後期計画について、事業費概算と内訳を伺う。

答弁 現時点で、事業費概算等を示できる状況に至っていない。

質問 後期計画について費用対効果や施策の優先順位等を熟慮すると、私はいまのところ強い必要性を感じられない。市長のお考えは。

答弁 後期計画については多くの費用が予想され、市民の皆様から疑問の声が聞こえているのは認識している。このため、改めて計画を検証し、必要があるれば見直しを図る考えを示してきた。今後はJRとも協議しながら、後期計画の代替え案を検討するとともに、現行計画も含めてコストやメリットなどを比較検討して修正案を示すことができれば、と考えている。

議会日誌

= 2月 =

- 9日 総務文教委員会研修会
- 10日 議員協議会研修会
- 21日 議員協議会
議会だより編集委員会
- 24日 議会運営委員会
- 28日 議会運営委員会

= 3月 =

- 3日 市議会定例会（施政方針、議案上程）
予算特別委員会
議会だより編集委員会
- 4日 市議会定例会（議案上程等）
議会運営委員会
- 8日 市議会定例会（一般質問）
- 9日 市議会定例会（一般質問）
- 10日 総務文教委員会
- 11日 産業厚生委員会
- 14日 予算特別委員会
- 15日 予算特別委員会
議員協議会
- 16日 予算特別委員会
- 18日 議会運営委員会
市議会定例会（最終日）
議員協議会

= 4月 =

- 19日 議会運営委員会
- 20日 議員協議会
議会だより編集委員会

編集後記

2月24日ロシアがウクライナへの侵略戦争を開始した。ロシアの無差別攻撃でウクライナ国民の日常生活が破壊され、命が無残に奪われていく光景が連日テレビのニュースで流されていた。

3月議会は稲田新市長の7項目の重点施策に基づく令和4年度予算案が提案され、市民の願いにこたえる市政運営を求め活発に質疑応答が行われた。憲法9条があり、戦争しない国日本の光景である。3月18日議会最終日、本会議に全議員一致の「ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議」が発議・上程され採択された。ロシアが原発施設を攻撃、柏崎刈羽原発立地県民の心を震撼させた。プーチン大統領が核保有大国を誇示、核の先制使用を公言し、世界を恫喝した。核兵器は戦争の抑止力ではないことが明らかになった。見附市議会も「決議」で、「ロシアは侵略をやめよ」「ウクライナに平和を」を表明、国際世論と共鳴できた議会となった。

議会だより編集委員 馬場 哲二

【議会だより編集委員会】

- 委員長 馬場 哲二
- 副委員長 渋谷 芳則
- 委員 樺澤 直純 渡辺 美絵 徳永 英明

議会を傍聴しませんか

◆6月市議会定例会 会期予定◆

月日	曜日	開議時刻	会 議
6.10	金	午前10時	本会議（議案上程等）
6.14	火	午前10時	本会議（一般質問）
6.15	水	午前10時	本会議（一般質問）
6.16	木	午前10時	総務文教委員会
6.17	金	午前10時	産業厚生委員会
6.20	月	午後2時	合同所管事務調査
6.22	水	午前10時	本会議（採決）

※定例会は、すべて傍聴できます。

①傍聴の定員は本会議32名、委員会は5名です。

②本会議及び委員会は、生中継と録画中継をインターネットで配信しています。見附市ホームページからアクセスできますので、ぜひご覧ください。

《ホームページアドレス》

(<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/>)

このコーナーは、
議会を傍聴した感想や市議会に
対するご意見を掲載しています。

《街かどで一言》

「ちょうどいい」まち見附

いつかの広報みつけでの昨年度の市外からの転入が転出を上回ったとの記事に正直驚きました。子育て支援策の拡充を柱に各地での宅地造成等、コンパクトでちょうどいい都市づくりにご尽力いただいている成果だと思います。議員の皆様いつもありがとうございます。

私は生まれも育ちも見附ですが、実際住んでいて住みよく「ちょうどいい」のです。大きな商業施設こそ無いものの買物には特に不自由しませんし、おしゃれなお店もたくさん出店されています。商店街の老舗商店や各地の飲食店も現代風にリノベーションしたり、世代交代で新しい風が吹き始めています。市外から転入された皆さんもきっと「ちょうどいい」感覚がご理解いただけるのではないのでしょうか。

議員にも若手の方が多く、この点も個人的にうれしいポイントです。若者の力でインターネットを通じた市民との交流、意見交換ができるのもっと市政に興味をもってもらうきっかけにもなるでしょう。

今町 石田 雅人